

広島県公営企業管理規程第二号

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

（管理職手当の額の特例）

2 第五条の規定により支給する管理職手当の額は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、同条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた管理職手当の額から、その額に百分の二十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、他の給与の額の算出の基礎となる場合においては、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、第六条の規定によりその例によることとされる給与条例第十条の二に規定する地域手当（第六条の規定によりその例によることとされる給与条例第十八条第一項の規定により支給する期末手当及び第六条の規定によりその例によることとされる給与条例第十八条の四第一項の規定により支給する勤勉手当の額の算出の基礎となる場合におけるものを除く。）の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、特例期間において、前項本文の規定による管理職手当の額とする。

附 則

この規程は、平成二十五年七月一日から施行する。